

### 3. 都市公園の種類

都市公園は、その利用形態に応じて表のような種類に分けられますが、これら種別ごとの標準的な配置モデルは図のようになります。

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置します。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たりの面積2haを標準として配置します。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1カ所面積4haを標準として配置します。
	都市基幹公園	総合公園	都市住居全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置します。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置します。	
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置します。	
	その他	児童の交通知識及び交通美德を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置します。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置します。	
	レクリエーション都市公園	大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置します。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。	
広場公園		市街地の中心の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とします。	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。	
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1カ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備します。	